公

毎週火・金曜日発行

目 次

則

○建築士法施行細則の一部を改正する規則(六八・建築住宅

○建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (六九・建築住 2

規

則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成二十年十一月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第六十八号

秋

部を次のように改正する。 建築士法施行細則(昭和二十五年秋田県規則第二十九号)の一 建築士法施行細則の一部を改正する規則

中「又は業務停止」を「、業務停止又は免許の取消し」に改め、者にあつては、その者の有する国籍名)、」を削り、同条第四号 同条に次の二号を加える。 第三条第二号中「本籍地の都道府県名(日本の国籍を有しない

六 法第二十四条第二項に規定する講習の課程を修了した者に あつては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証 習の修了証の番号

法第二十二条の二に定める講習を受けた年月日及び当該講

を「第二項に規定するもののほか、第二条」に、「前条第二号の 書に」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二条」 を「又は本籍若しくは国籍の変更があつたときは、前二項の届出 士について」に、「の変更に該当する事項を届け出るときは、」 「前項の届出書には、」を削り、「木造建築士が」を「木造建築 第四条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条第四項中

国籍名」を「その国籍」に改め、 第五条を次のように改める。 同項を同条第四項とする。

第五条 知事は、法第五条の二第一項の規定による二級建築士若 ときは、免許証を書き換えて、当該免許証を届出者に交付する 免許証に記載された事項の変更に該当する事項のものがあつた 又は前条第四項の規定による国籍の変更の届出で、第二条の規 する事項のものがあつたときは、名簿を訂正するものとする。 項の規定による二級建築士若しくは木造建築士の住所等の変更 定による二級建築士若しくは木造建築士の住所等の変更の届出 は木造建築士の住所等の届出、同条第二項若しくは第三項の規 ものとする。 定により名簿に登録を受けた二級建築士又は木造建築士による 又は木造建築士による第三条第二号に掲げる事項の変更に該当 の届出で、第二条の規定により名簿に登録を受けた二級建築士 しくは木造建築士の住所等の届出又は同条第二項若しくは第三 知事は、法第五条の二第一項の規定による二級建築士若しく

ページ

第一項」に改める。 第十二条第二項中「第十五条の十七第一項」を「第十五条の六

号中「脱帽し正面から上半身を写した縦六センチメートル、横五 センチメートル、横三・五センチメートル」に改める。 センチメートル」を「無帽で上半身を正面から撮影した縦四・五 面に記載された建築実務の経験を証する書類」に改め、同項第三 いて、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて」に改 た者に限る。)」を削り、同項第一号中「学校を」を「学校にお め、同項第二号中「実務経歴書」を「建築実務経歴書及び当該書 第十五条第一項中「(正規の建築に関する課程を修めて卒業し

る書面」に改める。 十一号中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」 級建築士等試験事務」という。)」に改め、同条第二項第十号中 第二項」に改め、同項第二号中「二級建築士等試験事務」を「法 誓約書」を「第十条の五第二項第四号に該当しないことを誓約す 十五条の六第一項」を「第十五条の三第一項」に改め、同項第 第十五条の六第一項に規定する二級建築士等試験事務(以下「二 「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第 第十七条第一項中「第十五条の十七第二項」を「第十五条の六 「第十五条の三第二項第四号イ又はロの規定に関する役員の

第十八条中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三 「第十五条の四第二項」を「第十条の六第二項」に改め

第十九条第一項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六

する書面」に改める。 第三項」に、 る誓約書」を「第十条の五第二項第四号に該当しないことを誓約 改め、同条第二項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六 「第十五条の五第一項」を「第十条の七第一項」に 「第十五条の三第二項第四号イ又は口の規定に関す

める。 項」に、「第十五条の六第三項」を「第十五条の三第三項」に改 第二十条中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三

項前段」に改め、同条第二項中「第十五条の十七第五項」を「第 六第三項」に、「第十五条の八第一項前段」を「第十条の九第一 の九第一項後段」に改める。 十五条の六第三項」に、「第十五条の八第一項後段」を「第十条 第二十一条第一項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の

の十第一項後段」に改める。 項前段」に改め、同条第二項中「第十五条の十七第五項」を「第 六第三項」に、「第十五条の九第一項前段」を「第十条の十第一 十五条の六第三項」に、「第十五条の九第一項後段」を「第十条 第二十二条第一項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の

第二十三条に次の一項を加える。

3 う。)が電磁的記録をもつて作成されている場合は、次に掲げ る方法で提出することができる。 第一項の報告書及び前項の書類(以下「報告書等」とい

機から電気通信回線を通じて報告書等の情報が送信され知事 の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を 使用する方法であつて、指定試験機関の使用に係る電子計算 記録するもの 電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を 指定試験機関の使用に係る電子計算機と知事の使用に係る

一 報告書等の情報を記録した磁気ディスク (これに準ずる方 法により一定の事項を確実に記録することができる物を含 む。)を提出する方法

改める。 項」に、「第十五条の十三第一項」を「第十条の十五第一項」に 第二十四条中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三

離)」に改める。 様式第一号中「本籍地の部道府県名(国籍)」を「本籍

離)」を削る。 様式第二号及び様式第二号の二中 「本籍地都道府県 1

を「水蕃(国番) 様式第五号及び様式第八号中 」に改める 「本籍地の都道府県名

様式第九号中「海潫裕暦書」を「海潞海潫裕暦書」に改める。

購読料金

一月三千六百七十五円(税込) 秋田市山王四丁目一番一号

印

刷

者

刷

所